

令和5年度第6回

# 下松市農業委員会総会議事録

令和5年9月12日（火）10時から  
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。  
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

## 令和5年度第6回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和5年9月12日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室
- 3 農業委員
  - ・出席(8人)
    - 会長 5番 清水 守
    - 会長職務代理者 3番 河村 真弓
    - 1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結
    - 7番 藤田 善江 8番 松村 将吾
  - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
  - ・出席(5人)
    - 1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 5番 弘中 健治
    - 6番 本村 学
  - ・欠席(1人)
    - 4番 金藤 哲夫
- 5 議事日程
  - 第1 会議の成立
  - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
  - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 協議事項(1) 納税猶予対象地の調査について (農業委員)
    - 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
    - 報告第2号 非農地証明交付申請の承認について (市街化区域)
- 6 農業委員会事務局職員
  - 局長 松本 厚二
  - 書記 河本 健
- 7 会議の概要
  - 会議の概要については次のとおり

## 第6回 定例総会 会議の概要

- 事務局 それでは、ただ今より9月の定例総会を開催いたします。本日、農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。金藤哲夫推進委員は欠席でございます。  
それでは議長お願いします。
- 議長 皆さん、おはようございます。本日の議事録署名人は近藤政司委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。  
それではよろしくお願い致します。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号1番。土地の所在は大字●●●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●の6筆。地目は、登記簿、現況とも●●●●～●●●●の3筆が田、●●●●が田うち一部畑、●●●●、●●●●が畑、農振区分は農用地区域外、面積は1,918㎡、915㎡、201㎡、277㎡、69㎡、452㎡の合計3,832㎡です。譲渡人は●●●●●●さん、譲受人は●●●●●●さん、内容は無償所有権移転です。調査報告は松村将吾委員です。よろしくお願い致します
- 議長 松村将吾委員、お願いします。
- 松村委員 それでは報告いたします。9月7日に現地を確認いたしました。今回は譲渡人の●●●●さんから、譲受人の●●●●さん、こちらは親子関係で贈与を目的とした申請となります。申請地は4ページをご確認ください。●●●●の●●●●付近で、●●●●の東の100m程行った所に申請者の自宅があります。黒塗りの番地が記載していないところです。農地は大体2、300m付近に点在しています。現地の状況ですが、●●●●、●●●●、●●●●は現在耕作していて、管理をしているので問題は見受けられませんでした。更に●●●●、●●●●は●●●●の墓地がある辺りなんですけれども、こちらは草丈が背丈ほどありまして、耕作するには少し難しいところではありますが、道路に面しているので、機械も入りそうなので、時間をかけて管理すれば耕作できるのかなというレベルではありますが、厳しい状況かなと思います。●●●●は●●●●●●の付近にあるのですが、利用状況は樹園地となっておりまして、何かしらの果樹があったなという形跡はありました。こちらもちよとなかなか荒れておりまして、道幅も狭く、なかなか機械も入らないなという所ではありますが、今後かなりの時間と労力をかけないと厳しい農地かなという印象を受けました。●●●●さんが意欲的に農業経営をされるという事になっておりますので、農地を引き続き適正に管理をする上でも必要な申請ではないかなと思います。ご審議よろしく

お願いします。

議長 松村将吾委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。どなたかございませんか。非常に厳しいと思います。特に●●●●、●●●●は高い所にありますけれど、非常に道が狭く、荒れております。そんな状況で農地に戻すのは大変なことではありますけれど、本人の意欲があればそれでいいのではないかと思います。他にご意見はありますか。はい。意見もないようですので採決をしたいと思えます。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。次、事務局、お願いします。

事務局 議案書7ページをご覧ください。協議事項(1)納税猶予対象地の調査についてのお願いです。納税猶予制度の適正運用について、平成26年に国からありました「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の通知に基づき四半期ごとに行うものです。6月、9月、12月、3月の総会において農業委員の皆さんに調査をお願いし、次回総会までに現況の確認を行っていただくこととなります。今年7月に農業委員の改選がございましたので、委員の皆さんが調査する対象者について一部事務局で変更しております。山岡前委員が担当されていた●●●●さんを松村将吾委員にお願いし、他の委員の皆さんはこれまで通りの振り分けでお願いできればと思います。調査地の位置図等は対象者ごとに書類ケースに入れてお配りしていますのでご確認ください。よろしくお願いします。

議長 はい、納税猶予の対象地の調査について今事務局のほうから皆さんにお願いがあったのですが、これについてご意見があればお願いします。特にありませんか？無いようですから、この案件につきましては事務局の提案されております、7ページの調査委員さんにそれぞれの納税猶予地を調査していただきたいと思えます。次、お願いします。

事務局 議案書の8ページに、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届け出が3件ございました。議案書の9ページに、報告第2号「非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)」、申請が1件ございました。添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程に基づき、事務局長専決により処理いたしました。以上です。

議長 報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。  
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
その他連絡事項はありますか。

事務局 まず意見書についてご説明いたします。

( 説明 )

昨年の意見についても一定の改善が見られた所なのですが、今年度も引き続き担当部局に提出していこうと考えております。10月の総会で意見書について協議していきたいと思っておりますので、ご意見等ありましたら、9月中旬に事務局の方をお願いします。

議長 今事務局の方から意見書を提出するという事について、今年も出そうということでございます。昨年、大本委員の方から検証はどうなっているのかという話があったと思うのですが、少しは改善がされたかなという思いがしますが、更に積極的に改善・支援をしてもらうようにしていただきたいと思っております。皆さんの方で意見があれば、集約してもらって事務局の方でまとめてもらうということにしたいと思っております。

事務局 次に、「農業委員・推進委員等のリコーリースへの切り替えについて」という文書について説明いたします。

( 説明 )

次回の総会までにご提出いただきたいと思います。

最後に、本年度の農地パトロールについて説明をいたします。

農地パトロールですが、市内の全農地を調査するものです。これにつきまして、下松市では、実施時期を令和5年9月12日～12月20日までに行いたいと思っております。実施場所は米川、山田、切山、河内、来巻（調査図のある範囲）になります。実施班分は農業委員、農地最適化推進委員を5班に分けて実施します。

A班	貞久推進委員、藤井推進委員	調査区域	米川
B班	近藤委員、小林推進委員、金藤推進委員	調査区域	山田
C班	内山委員、清水委員、田中委員	調査地区	切山
D班	松村委員、弘中推進委員、本村推進委員	調査区域	河内
E班	大本委員、河村委員、藤田委員	調査地区	来巻

各班で、日程調整、役割分担を行っていただきます。

調査方法は、調査地図、タブレットを用いて調査を行います。米川についてはタブレットの区域が無いことと、山田も調査図が無い所が多いので、地図を利用した調査となります。調査は、道路等から農地を確認し、緑区分、黄区分、赤区分とし、タブレット及び図面に記入します。緑区分、赤区分で仕分け記入

します。赤区分のみ、写真を撮影します。調査上の注意ですが、現地調査を行う際、活動記録簿に調査内容等を記載してください。また、身分証明書を携帯の上、法令等を遵守し、安全を第一に調査を行っていただきたいと思います。事故、トラブルなどがあった場合は、速やかに農業委員会事務局に連絡をお願いします。

次に、非農地判断の徹底というところで、「農業委員会業務必携（P31）」に基づき非農地判断を行います。委員の3人以上で調査を実施し、赤区分（再生利用が困難な農地）と判断した場合は、非農地（山林、原野、その他）とし、農地台帳を整理します。非農地判断した土地は、2枚以上写真を撮影したものを根拠資料として保管します。非農地と判断した土地は、総会で報告し、所有者等及び関係者（県産業振興課、市農林水産課、市税務課、法務局等）に通知させていただきます。農振区域も同様に実施し、調査後農林水産課と協議して、農用地をどうするか判断していきたいと思います。前回との違いとして、タブレットを活用するのと、非農地判断をしていこうという形になります。班分けを3人体制にしていますが、現地調査は1人や2人で回っていただいても構いません。ただし、最終的に非農地判断をする時は3人で協議をしていただいて、写真を撮っていただきたいと思います。去年もやられているのでお分かりだとは思いますが、できれば最初のうちは2、3人で回っていただいて、大体確認の統一をしていただき、その後1人、2人でされる方法でお願いします。

そして、タブレットは3台あります。こちらの方で決めさせていただきましたが、A班の田中委員、B班の松村委員、C班の藤田委員にまずお預けしようと思います。管理と、使い方等については後ほどご説明しますので、それを使って利用していただければと思います。

以上です。

大 本 委員 例えば、青のマーキングしていない所で、田や畑があった場合はどうなるのでしょうか？

事 務 局 こちらは農地台帳に載っていない所ですので、農地台帳として登録されている青い部分を見ていただければと思います。

大 本 委員 印刷された地図よりもeMAFFのほうが新しい感じがしますが、どちらが新しいものなのですか。おかしいなと思った時はeMAFFを見て判断してもいいのですか？

事 務 局 地図の方が古いです。判断は現地調査になります。すみませんが、古い情報になりますので、現地と違う場合があります。その時はまたお知らせいたしますが、基本的には地図に載っているものを見ていただきます。

議 長 ありがとうございます。これは日にちを決めないといけないのですよね。

事 務 局 はい。班の中で決めていただければと思います。  
不明な点がありましたら、事務局の方をお願いします。以上です。

議 長 はい。今は暑いので、涼しくなってからお願いいたします。  
これで9月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございます。  
た。

令和5年9月12日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

三浦 伸

署名委員

近藤 政司

署名委員

松村 伸吾